

正しく知ろう！研究費の不正使用について

◆研究費の不正使用って知っていますか？

研究費の不正使用といえば「研究費を私的に流用又は着服すること」を想像するかもしれませんが、「大学に対して実態とは異なる虚偽の請求をして研究費を支出させること」や「研究費の使用にかかる各種の規程・ルール、研究費交付時に付された条件に違反した使用」も研究費の不正使用に該当します。

大学で使用する研究費の原資は、その多くが国民の税金によりまかなわれており、いかなる理由があっても研究費を不正に使用することは許されません。



◆学生の皆さんの周りで起こりうる研究費の不正使用とは？

カラ出張・旅費の水増し請求

- ・実際には出張していないのに、または実際は日帰りなのに宿泊したことにするなど、実態と異なる「旅行依頼伺・出張報告書」を大学に提出し、大学から不当に旅費を受け取った。
- ・実際は格安航空券で出張したが、鉄道で出張したと偽って、実費より多く旅費を受け取った。

旅費の重複受給

- ・他機関から旅費が支給されるにも関わらず、大学に申告せずに「旅行依頼伺・出張報告書」を提出し、他機関と大学から二重に旅費を受け取った。

カラ謝金・カラ給与

- ・実際には何も作業していないのに、研究室で作業をしたことにして、大学に虚偽の勤務実績を報告し、大学から不当にアルバイト代（謝金）を受け取った。

還流行為

- ・実際に出張に行ったりアルバイトをししたりして、事実に基づいた正しい金額の旅費・アルバイト代を大学から受け取った。教員から、その全部または一部について、研究室で他の用途に使用することや他の学生に再配分することを目的に「研究室に渡す（還流する）」ことを求められ、それに応じて金銭を渡した。



大学からの旅費・謝金・給与の受給にあたっては、上記のような行為は研究費の不正使用（不正受給）に該当しますので、絶対にしないでください。

「研究室で研究のために使用するものであり、私的な使用ではないので悪いことではない」と思うかもしれませんが、決められたルールを守らなければ、それだけで不正使用となり、その研究費の使用に責任がある教員等は厳しい処分を受けることとなります。

「指導教員の求めであり断れない」と思う方もいるかもしれませんが、指示されるまま、よく分からない書類にサインしたり金銭を渡したりすることは、たとえ強要されたとしても不正使用に関与することとなり、皆さん自身の今後の研究者人生に影響しかねません。

もし、指導教員等から、上記のような行為を求められた場合や、不正使用にあたるかどうか分からず不安を感じた場合は、下記窓口にご相談してください。

【研究費の不正使用に関する通報窓口】
総務部総務課（03-5463-0352）

【研究費の使用ルール等に関する相談窓口】
財務部研究推進課（03-5463-4039）
財務部経理課（03-5463-0167/0368）